

学校適正配置の取り組み方について

(1) 実施にあたり留意すべき事項

① 児童生徒への配慮

学校の適正配置により、児童生徒はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の構築に取り組むこととなります。児童生徒が新しい学校生活にスムーズに移行できるよう教職員の配置はもとより、事前に学校間の交流活動等を計画的に行うなど、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じる必要があると考えます。

【具体例】

- ・学校見学会の実施
- ・事前交流活動（合同授業、合同行事）
- ・スクールカウンセラーの派遣
- ・統合に伴う教員配置への配慮

② 通学への配慮

学校の適正配置により、通学路に変更が生じる場合は、通学路の安全確保に努めるとともに、学区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、必要に応じて、通学支援策を検討する必要があると考えます。

【具体例】

- ・通学路の安全マップの作成
- ・通学路の安全対策
- ・学区の拡大に伴うスクールバス運行の検討

③ 地域への配慮

学校には歴史や伝統があり、地域との結びつきも強いいため、学校の適正配置を推進するうえでは、保護者や地域の方々と課題を共有し、理解と協力を得られるよう努めていく必要があると考えます。

【具体例】

- ・保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ・ホームページ等での周知

④ 統合後の学校施設について

学校は、教育施設であるとともに、防災、保育、地域の交流の場などの機能を併せ持つことから、統合が行われた場合は、これらの機能に留意しながら検討する必要があると考えます。

【具体例】

- ・ 保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ・ 庁内検討組織の設置